発議第2号

岩出市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により 提出します。

令和3年3月16日提出

(提出者) 議会運営委員会 委員長 玉 田 隆 紀

岩出市議会会議規則の一部を改正する規則

岩出市議会会議規則(平成18年岩出町議会規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定め」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第84条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定め」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第130条第1項中「並びに請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印しなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人 の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならな い。

附則

この規則は、公布の日から施行する。